

## 意見公募要領

## 1 意見公募対象

「競争ルールの検証に関する報告書 2022」(案) (以下「報告書(案)」という。)

## 2 意見公募の趣旨・目的・背景

競争ルールの検証に関するWG(以下「本WG」といいます。)は、令和元年10月に施行された電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」といいます。)において、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等の制度が整備されたことを踏まえ、改正法により講じた措置の効果、モバイル市場に与えた影響等について評価・検証を行うことを目的として、令和2年4月に「電気通信市場検証会議」の下に設置されたものです。

本WGでは、改正法の施行後、令和2年度から継続して評価・検証を行っており、同年10月に「競争ルールの検証に関する報告書2020」を、その後、令和3年9月に「競争ルールの検証に関する報告書2021」を公表しました。

令和4年も、同報告書公表以降の環境変化を踏まえ、電気通信事業法第27条の3の執行の状況やモバイル市場等における競争環境等について分析・評価を行うとともに、各種検討の中で新たに指摘された課題等について検証を行い、公正な競争を一層促進していく上で必要な対策について検討を重ねてきました。

今般、本WGにおいて、今回の検証と検討の結果を「競争ルールの検証に関する報告書 2022」(案)として取りまとめましたので、広く意見を募集します。

## 3 資料入手方法

総務省ホームページ(<https://www.soumu.go.jp>)の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov](<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

## 4 意見提出期間

令和4年7月23日(土)から同年8月26日(金)まで(必着)

※郵送の場合は、同日付け必着。

## 5 意見の提出方法

下記(1)の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記(2)～(4)のいずれかの場合は、意見書(別紙様式)に氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、(2)により提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： mobile-kyousou19\_atmark\_soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「\_atmark\_」を「@」に置き換えた上で、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力御利用いただきますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください)。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください)。

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-5848

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課 宛て

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**6 留意事項**

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である報告書(案)の該当箇所を記載してください。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口(e-Gov)及び総務省ホームページに掲載するほか、総

務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて閲覧に供するとともに配布します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である報告書（案）以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 7 連絡先窓口

総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課

担 当：望月課長補佐、小栗係長、安部（綾）官、安部（亨）官

電 話：03-5253-5844（直通）

F A X：03-5253-5848

E-mail：mobile-kyousou19\_atmark\_soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「\_atmark\_」を「@」に置き換えてください。

## 意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局  
料金サービス課 宛て

郵便番号  
(ふりがな)  
住所(所在地)  
(ふりがな)  
氏名(法人又は団体名等)(注1)  
電話番号  
電子メールアドレス

「競争ルールの検証に関する報告書 2022」(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- 注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。あわせて、連絡担当者の氏名を記載すること。
- 注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見